平成２４年（フ）第１５９５号
福岡県福津市福間南４丁目23番７号コスモス福間花見101号
債務者　村上　　浩
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６１６号
福岡県春日市上白水１丁目10番地フレンドハイツ101号
債務者　福田　国光
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０５号
福岡県飯塚市伊岐須１番地94
債務者　林田真由美
1　決定年月日時　平成24年９月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月５日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第１３９号
北海道苫小牧市緑町１丁目12番３号　コーポラス緑町101
債務者　瀬川　　清
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２４年（フ）第５７１号
仙台市青葉区堤町１丁目４番１―501号
債務者　渡邉オリエ
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第６１４号
仙台市若林区大和町４丁目５番８号　フレグランス栄Ａ―101
債務者　今野　　稔
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１０１号
茨城県北茨城市中郷町石岡110番地16サンコーポラス中郷２棟307号
債務者　大森　正人
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　水戸地方裁判所日立支部

平成２４年（フ）第１０６９号
京都市右京区山ノ内苗町29番地２　グローアップ１Ｆ105号
債務者　笠原　　昭
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１０８４号
京都市西京区下津林北浦町10番地の40
債務者　フォルトゥナートこと　馬場久美子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６７０号
兵庫県姫路市継126番地１　アネックスイースト301号室
債務者　豊田　鉄也
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４００号
兵庫県姫路市花田町加納原田938番地９、従前の住所兵庫県姫路市余部区上余部246番地９
債務者　飯田　泰司
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第４０８号
兵庫県姫路市白国１丁目５番30号コーポタイムズセブン107号
債務者　高木　　勲
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第８０７号
広島市安佐南区沼田町大字伴7131番地の13
債務者　石丸かよ子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６１号
福岡市中央区渡辺通５丁目６番18―1501号
債務者　村上奈保子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第７２５号
福岡県太宰府市五条１丁目３番23―301号
債務者　平　　順子
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８０７号
福岡県朝倉市杷木白木６番地
債務者　井上　弘光
1　決定年月日時　平成24年９月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１０６７号
福岡市西区姪の浜６丁目１番40号
債務者　金子　　勤
1　決定年月日時　平成24年９月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月６日まで　福岡地方裁判所第４民事部